

V S I D E (佐世保市産業支援センター) ビジネス私書箱の利用について

<ビジネス私書箱の概要>

□機能について

- ・住所登録
- ・郵便受け（幅 26 センチ×高さ 18 センチ×奥行 38 センチ） 1 箇所
- ・創業及び経営等に関する相談
- ・関係機関や専門家へのマッチング支援

□利用対象者

- ・佐世保市内及び西九州させば連携中枢都市圏の創業事業連携先に居住し、当施設を主たる事業所として登録する方
- ・創業後の事業者においては、使用を開始する時点で原則として創業後 5 年未満であること。当施設の相談支援等を定期的に受けること。

<利用可能時間> ※V S I D E の開館時間と同じ

平日・第 2・4 日曜日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

水曜日 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0

<利用方法>

- ・使用許可申請が必要です。
(申請書：佐世保市産業支援センター条例施行規則第 4 号様式及び必要書類)
- ・使用許可通知及び使用料の納付書を送付しますので、使用料を納期限までに納付してください。
- ・使用許可の期間は原則 3 年以内と、許可については 1 年毎に行います。

<注意事項>

- ・原則、郵便受けに納まるサイズの郵便物のみ利用可能とします。
- ・郵便物が溢れるような状況が頻繁に見受けられた場合、または他の方に迷惑をかけるような行為が見受けられた場合は、使用を中止していただきます。
- ・使用料の納付が納期限までに確認できない場合は使用を中止し、郵便物の受取拒否の対応をする場合があります。